

鳥取県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社あみはま薬局	あみはま薬局南町店	鳥取市南町430	平成21年12月9日	居宅療養管理指導
谷岡京子	谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町107	平成21年12月10日	〃